

【特定保守製品】 小型湯沸機の設計標準使用期間について

本製品は、設計標準使用期間※を10年と算定しており、適切な点検をすることなく、この期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

※設計標準使用期間とは、標準的な使用条件の下で、適切な取り扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間で、製品ごとに設定されるものです(消安法第32条の3)。「無料修理保証期間」とは異なるので、ご注意ください。(無料修理保証期間は無料修理保証書を参照願います)

<設計標準使用期間の算定の根拠>

本製品の設計標準使用期間は、次のように設定しています。

- 1) 始期・・・製造年月
- 2) 終期・・・JIS S 2071の「標準使用条件」に基づいて想定した以下の使用条件にて、当社において耐久試験等を行い、その結果算出された数値等に基づいて、「経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく少ないこと」を確認した時期

■使用条件 (台所・洗面)

項目	条件
家族構成	4人世帯
季節	中間期(春・秋)
気温・湿度	自然大気条件
給水温度	15℃±10℃
出湯温度	40℃
1日使用量	130リットル
1日使用時間	30分
1年使用日数	365日

<ご注意ください>

使用頻度・使用環境・設置場所が標準的な使用条件と異なる場合、または、業務用等本来の目的以外の方法で使用された場合は、本体に記載の設計標準使用期間よりも短い期間で経年劣化が起きる可能性があります。